

獣医療広告ガイドラインに関する Q & A（よくある質問）

令和 6 年 1 月作成

○ 本 Q & A について

今般の獣医療法施行規則の一部改正により、獣医療サービスについて、獣医療について十分な専門的知識を有しない飼育動物の飼育者等（以下「飼育者等」という。）が診療内容を正しく理解し、治療等の選択を適切にできるように見直したところです。また、診療施設等ウェブサイトでの情報発信についても獣医療広告ガイドラインで一定の管理を図ることとしました。

本 Q & A については、令和 5 年 11 月にお示しした獣医療広告ガイドラインに基づき、よくある質問を整理したものです。今後、必要に応じて追加・見直し等を行うこととしています。

○ 獣医療広告ガイドライン該当部分

【第 2 広告制限の対象範囲】	1
【第 3 広告可能な事項について】	6
【第 4 禁止の対象となる広告について】	10
【第 5 診療施設等ウェブサイトでの情報発信について】	12
【第 6 相談・指導等の方法について】	13
【その他】	14

○ 改訂履歴

・ 令和 6 年 1 月〇日作成

【第2 広告制限の対象範囲】

問1 ホームセンターのペットショップの店員が、来店者の意思に関係なくある動物病院での獣医療サービスを口頭で説明、勧誘しているのを見かけました。これは違反広告に当たりますか。

(答)

口頭による勧誘等であっても、「誘引性」、「特定性」、「認知性」の全ての要件に該当すると飼育者等が認識できる場合には、広告に該当します。また、獣医師以外の関係者が広告を行う場合であっても、広告制限の対象者とされます。

したがってこの場合、広告制限の対象となり得ますが、その内容が法令により規定された広告可能な事項及び獣医師又は診療施設の業務に関する技能、療法又は経歴に関する事項以外の事項であれば、違反広告には当たりません。

(獣医療広告ガイドライン P.4)

問2 新聞に、ある個人が、犬の治療についての体験談を特定の診療施設名を明らかにして投稿したものが載っていました。これは違反広告に当たりますか。

(答)

原則として、体験談は個人が特定の診療施設を推薦したにすぎず、広告には当たりません。

一方、個人がその診療施設の関係者であることが判明した場合や依頼を受けている場合は広告として扱われることとなり、投稿内容の違法性が判断されることになります。

(獣医療広告ガイドライン P.4)

問3 ソーシャルネットワーキングサービス（以下「SNS」という。）はすべて獣医療の広告に当たるでしょうか。

(答)

SNSのうち、「誘引性」、「特定性」、「認知性」の全ての要件に該当すると飼育者等が認識できる場合には、広告に当たります。

一方、情報を入手するために自らの意思をもって登録した者のみ閲覧できるSNS情報については、広告には該当しません。具体的には、メッセージアプリ系

SNSの友達登録などが該当します。

なお、友達登録を奨める際には、どのような情報提供をするのかを含めて、飼育者等にとって適切な情報発信を行うことが必要です。

（参考）獣医療広告の3要件

- ① 誘引性：飼育者等を誘引する意図があること
- ② 特定性：獣医師の氏名又は診療施設の名称が特定可能であること
- ③ 認知性：一般人が認知できる状態にあること

（獣医療広告ガイドライン P. 4, 5）

問4 交流系SNSは獣医療の広告に当たるでしょうか。

（答）

交流系SNSは、「いいね！」「コメント」等ボタンを押すと、その情報が友達リストの者のニュースフィード画面に表示されます。それを見た人がまた「いいね！」「コメント」等ボタンを押すと、さらにまたその者の友達リストの者のニュースフィード画面に表示され、この行為が繰り返されることによって、結果的に不特定多数の者に情報が拡散され続けることになるため、広告に当たります。

（獣医療広告ガイドライン P. 4, 5）

問5 広告のチラシ等に印刷されている二次元コードを読み込むことで表示される診療施設等ウェブサイト等は、広告に当たるでしょうか。

（答）

二次元コードを読み込むことで表示される診療施設等ウェブサイト等は、広告と一体的な関係になるため、広告に当たります。

（獣医療広告ガイドライン P. 5）

問6 複数の診療施設を検索し、診療施設の情報を提供する機能を備えたようなスマートフォンのアプリケーションから得られる情報は、広告に当たるでしょうか。

（答）

飼育者等が自らダウンロードするアプリケーションであれば、診療に関する情報を入手しようと希望する特定の者に向けた情報提供と解されるため、原則と

して広告には当たりません。

(獣医療広告ガイドライン P.5)

問7 診療施設の検索が可能なウェブサイトに掲載された「診療の内容」は広告に当たると考えられます。

(答)

診療施設からの依頼によって、特定の診療施設への誘引性を生じさせる場合には、有料・無料を問わず広告に当たります。

また、仮に診療施設の依頼により行われたものではないとしても、事後的に診療施設が誘引性を生じさせるように編集されたウェブサイトの運営費を負担する場合には、当該編集された表示に誘引性が生じると考えられます。

(獣医療広告ガイドライン P.5)

問8 検索エンジンで検索した結果上位に表示されるものはすべて広告に当たると考えられます。

(答)

当該診療施設が金銭を支払い、検索した結果、費用負担やスポンサー表示などにより上位表示されるものは広告に当たります。

(獣医療広告ガイドライン P.5)

問9 プレスリリース、新聞・タウン誌の取材、有料掲載による取材は広告に当たると考えられます。また、記事風広告とはどのようなものと考えられます。

(答)

原則として、新聞、雑誌等の記事は広告には該当しませんが、飼育者等の関心を引き付ける目的で掲載されるものは、広告に当たる可能性があります。

一例として、以下のような表現は広告に当たると考えられます。

【記事例】

むやみな繁殖を防ぎ行き場のない命を生まないため、猫の不妊手術を実施することが重要です。今回紹介した病院では、〇〇円で実施しています。

(獣医療広告ガイドライン P.4)

問10 広告に当たる診療施設等ウェブサイトとはどのようなものでしょうか。

(答)

獣医療広告の3要件を全て満たしていれば、広告に該当します。このため、記載内容を含めて総合的に判断することが必要ですので、広告に該当しても問題ない情報発信をしてください。

【参考】獣医療広告の3要件

- ① 誘引性：飼育者等を誘引する意図があること
- ② 特定性：獣医師の氏名又は診療施設の名称が特定可能であること
- ③ 認知性：一般人が認知できる状態にあること

(獣医療広告ガイドライン P.5, 24)

問11 診療施設の獣医師がSNSで「自身の動物病院では〇〇（診療行為）を実施している」といった投稿は広告に当たるでしょうか。

(答)

不特定多数に拡散されるものであれば、広告に当たります。

一方、鍵付きアカウントなど不特定多数に拡散されるものでなければ広告制限の対象とはなりません。飼育者等がその情報を正しく理解し、飼育動物の診療を適切に選択できるように、客観的で正確な情報発信に努める必要があります。

(獣医療広告ガイドライン P.5, 24)

問12 広告に当たる診療施設等ウェブサイトに関しては、該当ページのみが対象となるのでしょうか。それでも全ページが広告に当たるのでしょうか。

(答)

原則、該当ページのみ対象となります。一方、診療施設等ウェブサイト内のページについては、その表示形態によっては一体とみなすことができ、広告に当たる可能性があります。このため、広告に該当しても問題ない情報発信をしてください。

(獣医療広告ガイドライン P.5, 24)

問13 診療施設等ウェブサイトに掲載の病気の解説は広告に当たるでしょうか。

(答)

病気の解説だけであれば広告に当たりません。一方、記載の内容によって当該診療施設に誘引する意図があれば、広告に当たる可能性があります。このため、広告に該当しても問題ない情報発信をしてください。

(獣医療広告ガイドライン P. 5, 24)

問14 診療施設を利用した飼育者が自身のSNSにその診療施設等ウェブサイトをリンク付きで拡散することは広告に当たるでしょうか。

(答)

飼育者が診療施設の情報発信することは、原則として広告に該当しません。一方、診療施設による依頼などによる情報発信の場合は、広告に当たる可能性があります。また、景品表示法による不当表示となり得ます。

(獣医療広告ガイドライン P. 5, 22, 24)

問15-1 診療施設で勤務医をしている場合にその個人のSNSに略歴や専門医資格を載せることは広告に当たるでしょうか。

問15-2 SNSで投稿動画情報が自動的に流れるような場合は広告に当たるでしょうか。

問15-3 病院が作成しているブログで検査の紹介や治療症例紹介を見かけますが、広告に当たるでしょうか。また、動画共有サイトにおける症例紹介や手術動画も広告に当たるでしょうか。

問15-4 診療施設で勤務医をしている場合にその個人のSNSのプロフィール欄などに診療施設等ウェブサイトへのリンクがある場合は、SNSへの投稿内容にかかわらず、広告に当たるでしょうか。

(答)

不特定多数に情報が発信されるのであれば、それは広告に当たる可能性があります。このため、広告に該当しても問題ない情報発信をしてください。

(問10参照、獣医療広告ガイドライン P. 5, 24)

【第3 広告可能な事項について】

問1 専門分野を示す科名について、以下を広告できるでしょうか。

- ① 臨床病理科
- ② 鍼灸科
- ③ 漢方治療科

(答)

① 臨床病理科については、大学の講座名になっているので広告できます。

②③ 鍼灸科、漢方治療科については、大学の講座名になっていないため、広告できません。

一方、具体的な疾病の治療を指すように読める場合であって「鍼灸」や「漢方」を行っていることは、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「医薬品医療機器等法」という。）上承認されたものを用いた手術等は広告できますが、「① 問合せ先」「② 通常必要とされる診療の内容」、「③ 診療に係る主なリスク、副作用等の事項」、「④ 費用」の併記が必要です。

（獣医療広告ガイドライン P.6, 8）

問2 経歴について、以下を広告できるでしょうか。

- ① ○○大学獣医学博士
- ② 米国等獣医療における専門性資格に関する制度がある地域で得た専門性資格
- ③ D. V. M.
- ④ ○○認定動物病院

(答)

① 獣医療法上は広告できます。なお、学位規則（昭和28年4月1日文部省令第9号）第11条では「学位を授与された者は、学位の名称を用いるときは、当該学位を授与した大学又は独立行政法人大学評価・学位授与機構の名称を付記するものとする。」とされており、「博士（獣医学）（○○大学）」のような表記が適当です。

② 海外における専門性資格や研修履歴については、飼育者等が容易に獣医療に関する適切な選択に資するものかどうかを判断することができないため広告で

きません。なお、農林水産大臣が指定する者による認定された専門性は広告できません。

③ 英語表記であっても、それが学位又は称号とみなせる場合は広告できます。

④ 飼育者等が容易に獣医療に関する適切な選択に資するものかどうかを判断することができないため、広告可能事項としていません。

(獣医療広告ガイドライン P. 7, 8, 16)

問3 広告可能な獣医師の専門性については、どこを見れば確認できるでしょうか。

(答)

「農林水産大臣が指定する者が行う獣医師の専門性に関する認定を受けていること」については、今後別途示す指定基準に基づき、申請のあった団体等について、獣医事審議会の意見を参考に指定を行います。また、「農林水産大臣が指定する者」は告示する予定です。

(獣医療広告ガイドライン P. 8)

問4 「手術の実施」、「歯石除去の実施」、「遠隔診療による画像診断」は広告できるでしょうか。

(答)

「手術」、「歯石除去」、「画像診断」など獣医師又は診療施設の業務に関する技能又は療法については「① 問合せ先」「② 通常必要とされる診療の内容」、「③ 診療に係る主なリスク、副作用等の事項」、「④ 費用」の併記をすることで広告できます。また、対象動物が複数の場合は、それぞれの診療行為について情報提供する必要があります。

(獣医療広告ガイドライン P. 8)

問5 医薬品医療機器等法上承認等されていない医薬品・医療機器、あるいは承認等された効能・効果又は用法・用量が異なる医薬品・医療機器（以下「未承認医薬品等」という。）を用いた治療についての広告できるでしょうか。

(答)

未承認医薬品等を用いた治療については、広告できません。例えば、「動物用として未承認である漢方薬を用いた治療」や「動物用の医薬品を適用外使用する治療」が該当します。

(獣医療広告ガイドライン P. 8)

問6 去勢・避妊手術及び予防注射を行っているイラストや写真を広告できるでしょうか。

(答)

広告制限の特例とされている技能又は療法に関する事項については、「① 問合せ先」「② 通常必要とされる診療の内容」、「③ 診療に係る主なリスク、副作用等の事項」、「④ 費用」を併記することでイラスト、写真、動画を用いて広告できます

(獣医療広告ガイドライン P. 11, 12, 20)

問7 予防薬を用いた診療行為について、以下を広告することは可能でしょうか。

- ① フェレットにジステンパーワクチンをしています。
- ② めん羊・山羊の消化管内寄生虫に対する駆虫ができます。

(答)

この場合、医薬品医療機器等法上承認されていないため、広告できません。

一方、広告制限の特例として予防注射や寄生虫病の予防を行っていることは「① 問合せ先」「② 通常必要とされる診療の内容」、「③ 診療に係る主なリスク、副作用等の事項」、「④ 費用」の併記をすることで広告できます。

(獣医療広告ガイドライン P. 13)

問8 健康診断に伴い実施する検査を広告したいのですが、どの検査であれば広告できるでしょうか。

(答)

健康診断とは、疾病の診断・治療を目的とした通常の診療とは別に、飼育者等が気づいていない疾病の早期発見等のため、予防的に健康か否か診断することを意味するものです。

このため、現時点で獣医学的又は社会的に広く定着していると認められない検査は広告できません。

なお、獣医学的又は社会的に広く定着しているか否かは個別に判断することとしています。

(獣医療広告ガイドライン P.14)

問9 ペットショップやホームセンター内に、「動物病院紹介します」と記載された大きな看板を設置することは可能でしょうか。

(答)

「動物病院紹介します」は、獣医師又は診療施設の業務に関して、その技能、療法又は経歴に関する事項には該当しませんので、このような看板の設置は可能です。

(獣医療広告ガイドライン P.4,8)

問10 「健康チェッククリニック」、「レーザー療法クリニック」など、技能・療法に係る事項を動物病院の名称に使用することは可能でしょうか。

(答)

診療施設が使用する名称を制限する規定はありませんが、その名称を看板等により広告した場合は、広告の制限を受けることになります。

この場合、「健康チェッククリニック」は、「健康チェック」が広告制限の特例とされている技能又は療法に関する事項の「健康診断」、「レーザー療法クリニック」の「レーザー療法」は、広告制限の特例とされている技能又は療法に関する事項です。このため、「① 問い合わせ先」「② 通常必要とされる診療の内容」、「③ 診療に係る主なリスク、副作用等の事項」、「④ 費用」を併記することで、広告できます。

なお、飼育者等にとって分かりやすいよう十分に配慮するため、診療広告の併記内容は一目でわかるようにする必要があり、二次元コードの記載では、問合せ先等を併記したことにはなりません。

(獣医療広告ガイドライン P.4,8)

【第4 禁止の対象となる広告について】

問1 治療時間を広告できるでしょうか。

例) 犬の去勢手術〇〇分でできます。

(答)

治療（手術）時間については、標準となる目安はなく、時間を小さく表示しても長く表示しても、いずれも飼育者等を誤認させる可能性があることから、比較又は誇大広告と考えられ、広告できません。

(獣医療広告ガイドライン P. 20)

問2 次の事項は広告できるでしょうか。

- ① 安価にて健康診断を行います。
- ② 手軽に健康診断が受けられます。
- ③ ワクチン接種と健康診断でセット割引（もしくは〇%割引）となります。

(答)

- ① 「安価にて」は、獣医療の内容や診療施設について品位を損ねるおそれがあるため、費用のみを強調し誘引していることが明らかであり広告できません。
- ② 「手軽に」は何と比較して「手軽」であるか不明であり、客観的な事実と証明できないため、誇大広告と考えられ、広告できません。
- ③ 「セット割引」「〇%割引」は、獣医療の内容や診療施設について品位を損ねるおそれがあるため、費用のみを強調し誘引していることが明らかであり広告できません。

なお、診療施設において動物用医薬品（例えば〇〇検査キット）の販売・授与を行っているを受け取られる広告(WEB ページを含む)は、販売・授与が医薬品医療機器等法に抵触します。

(獣医療広告ガイドライン P. 20, 21, 22)

問3 飼育者等からの評判を広告できるでしょうか。

(答)

診療施設が、飼育者等の主観的な体験談を用いて、当該診療施設への誘引することは、他の飼育者等にとって誤認を与えるおそれがあることを踏まえ、広告できません。

(獣医療広告ガイドライン P. 20)

問4 ある製薬メーカーが販売しているフィラリア予防薬の獣医師向けパンフレットを動物病院の待合室におきたいと思ったのですが、法律違反になると聞きました。どんな薬を使っているのか知ってもらおうとしたのですが、何が問題なのでしょう。

(答)

診療施設において、医薬品の販売名等を不特定の飼い主が見ることができるようにしてしまうと、これは獣医師が特定の医薬品を指定又は推薦している広告とみなされるため、医薬品医療機器等法に抵触します。

(獣医療広告ガイドライン P. 22)

問5 フィラリア症の予防を行うことを広告したところ、飼育者等から「薬だけ欲しい」と言われました。そこで「フィラリア症予防薬販売しています」と広告できるでしょうか。

(答)

診療施設において、動物用医薬品の販売・授与を行っているとき受け取られる広告(WEB ページを含む)は販売・授与が医薬品医療機器等法に抵触することから、フィラリア予防薬の販売を行っている旨の広告はできません。

※1 獣医師免許を受けていても、医薬品の販売はできません。例えば「〇〇薬3日分」として飼育者等に渡されることがありますが、これは獣医師の処方に基づかなければなりません。

※2 とりわけ要指示医薬品については、獣医師法において「獣医師は、自ら診察しないで投与若しくは処方をしてはならない」と規定されています。

(獣医療広告ガイドライン P. 22)

【第5 診療施設等ウェブサイトでの情報発信について】

問1 診療施設等ウェブサイトについて、相談や情報提供がある場合は、どこに連絡すればいいでしょうか。

(答)

まずは、獣医療広告ガイドラインをよく読んでください。

【獣医療広告ガイドライン】

<https://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/zyui/attach/pdf/law-16.pdf>

その上で、以下を参考に連絡をして下さい。

① 都道府県

診療施設の所在地の都道府県獣医事担当課若しくは出先機関等の獣医事担当部署にご相談下さい。

② 農林水産省

「小動物獣医療関係の情報」に情報提供フォームを開設しています。

【参考】

<https://www.contactus.maff.go.jp/j/form/syouan/tikusui/savetform.html>

(獣医療広告ガイドライン P.25,30)

【第6 相談・指導等の方法について】

問1 私は診療施設の開設にあたり、広告を出したいと思いますが、知り合いの獣医師から広告に制限があることを教えられました。詳しくはどちらに相談すればよいでしょうか。

(答)

まずは、獣医療広告ガイドラインをよく読んでください。

【獣医療広告ガイドライン】

<https://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/zyui/attach/pdf/law-16.pdf>

その上で、判断に苦慮する場合には、診療施設の所在地の都道府県獣医事担当課若しくは出先機関等の獣医事担当部署にご相談下さい。

なお、違反広告を未然に防ぐ観点から都道府県と地方獣医師会が連携し、獣医療に関する広告の適切な実施について説明に当たっていますので、所属する地方獣医師会からも情報が得られます。

(獣医療広告ガイドライン P.26)

【その他】

問 1 最近、ある臨床検査センター（送付された検体の検査のみを行う施設）が「犬の心臓病検診」の広告を行っています。臨床検査センターは診療施設には該当しないため、このような広告できるでしょうか。

問 1－2 獣医師ではありませんが、ペットサロンにおいて「歯石除去」を行なっている広告はできるでしょうか。

（答）

獣医師以外の者は診療を業務とすることはできません。このため、獣医療法上は広告とはみなされないウェブサイト等で情報発信する場合であっても、獣医師法違反として取り締まりの対象となり得ます。

また、獣医療法上の広告制限の対象者は、「何人」であり、獣医師以外の者が技能・療法に関する事項の広告をすることは、広告制限の対象となり得ます。

（獣医療広告ガイドライン P.1, 5）

問 2 「初診料無料」「健康診断時にプレゼント」「〇回受診すれば1回無料」などは広告しなければ実施してもいいのでしょうか。

（答）

仮に広告しない場合でも、その行為が獣医師道に反するおそれに加え他法令に違反するおそれもあるため、好ましくありません。

なお、費用に関することを強調することや社会通念上高額である物品を贈呈する旨等を誇張することは、提供される獣医療の内容とは直接関係のない事項であるため、獣医師の品位を損なうおそれがあり広告できません。

（獣医療広告ガイドライン P.21, 22）